

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

小湊鉄道・いすみ鉄道：上総中野駅（夷隅郡大多喜町）

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 商業 3 団体新春講演会、情報連絡員会議
特集 **4** 中小企業組合白書
組合 Q&A **8** 改正組合法の概要と通常総会の招集手続き
視点 **10** 路面電車を走らせて中心市街地の活性化を図ったデンバー市の話
ご案内 **12** 保証協会の保証料率が弾力化されております
連携リーダー **13** 千葉県鮮魚商協同組合連合会
景況 **14** 情報連絡員報告（1 月）

2007

3



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

組合運営特別講習会

本会は2月6日、千葉市内のホテルにおいて特別講習会を開催した。講師は公認会計士・税理士・中小企業診断士として活躍の土屋晴行先生。テーマは「中小企業のための事業承継の決め手」と題して、中小企業者が円滑・適格に事業承継ができるよう、経営面と相続税の観点からの講演があった。

商業3団体新春講演会



商業3団体（千葉県商店街振興組合連合会理事長 大野隆紹・千葉県商業専門店協同組合連合会

長 鈴木重夫・千葉県商店街連合会会長 渡辺祚）の新春講演会が2月6日、千葉市内のホテルで開催され、東京の品川区商店街連合会の綱嶋信一副会长「写真が「がんばれ商店街」と題して「皆の街づくりという発想をやめ、やる気のある人だけで、情熱を持って、汗をかき、血を流す（身銭を切れ）ことが大切」だと熱く語った。

その後、賀詞交歓会が行われた。

フロアアップ研究会

本会は2月8日、千葉市内のホテルにおいて新設組合フロアアップ研究会を開催した。

これは、設立5年以内の組合で現在外国人研修生の受け入れを実施している組合と将来的に受け入れ事業を実施したいと考えている組合を対象に、(財)国際研修協力機構の大森健彦相談課長が外国人研修生制度の活用を「組合の共同事業」という観点から講演した。

組合決算講習会

本会は2月15日、千葉市内において、公認会計士の高木清先生を

講師にお迎えし、組合決算講習会を開催した。内容は組合の決算手続きと税務申告。

組合士交流会

本会は2月16日、千葉市内において、千葉県中小企業組合士会（上坂操会長）を対象に、組合士交流会を開催した。

ANA国際線客室乗務員・翼会講師林康枝氏が「組織に生かすリーダーシップの神髄」をテーマに、時代の変化とこれからの組織運営を念頭にした講演が行われ、その後、組合士会の会員による質疑・交流が行われた。

情報連絡員会議

本会は2月19日、千葉市内において情報連絡員会議を開催した。はじめに情報連絡票の集計結果報告と情報交換が行われ、続いて三井住友海上火災保険(株)市場開発推進部の小暮一郎氏が65歳継続雇用制度を踏まえた「会社を守る就業規則」についての講演と三井住友海上火災(株)千葉支店岩尾公志千葉中央支社課長が「中央会共済制

度」についての説明があった。

ビジネスマッチングフォーラム

本会は2月21日千葉市内のホテルにおいて、千葉県異業種交流融合化協議会（春川紀雄会長）、(財)中小企業異業種交流財団（片山長昭理事長）、(独)雇用・能力開発機構千葉センター（戸嶋実会長）と共催で「ビジネスマッチングフォーラムin千葉」を開催した。

これは経営革新に積極的に取り組む中小企業や連携組織が活路開拓や事業連携先とのマッチングを図る機会を提供する目的で開催されたもの。

主な内容は(株)ラインワークス代表取締役田村修二氏の「未来工場の創造」産業用ロボット開発とビジネス連携」と題する基調講演があり、その後新しい取り組みをしている企業によるビジネスプラン発表会、大学等の知的所有権を発掘する大学等シーズパネルディスカッションが行われた。

このほか、「ビジネス連携のコーナー」では、事業連携・提携ブラス、技術・研究開発・産学連携ブラス、金融機関のブラスが設けられ

企業、大学、金融機関等の担当者等が参加者の相談に応じていた。また「ミニプレゼンコーナー」も設けられ、3つの企業やグループが10分間のプレゼンテーションを行って会場にアピールしていた。さらに、会場と同じフロアには「企業・組合等のPR関連資料」が展示され、参加者の関心を引いていた。

その後の全体交流会では情報交換と懇親が行われ、県内の工業関係では最大規模のフォーラムは盛況のうちに幕を閉じた。

組合等活性化懇談会

本会は2月26日、千葉市内のホテルにおいて企業の経営革新と組合による支援をテーマに懇談会を開催した。

はじめに高木清公認会計士が中小企業再生支援の現場から見た「経営革新の必要性」について基調講演、次に(株)マイクロテック・ニチオンの本田周代表取締役が「わが社の経営革新」と事例発表を行い、続いて中小企業診断士の木、本田両氏も加わって懇談した。

平成18年度 中小企業組合白書の概要

全国中央会ではこのほど「平成18年度中小企業組合白書」を発表した。これは平成10年度に発表以来毎年1回発表しているもので、今回で9回目。

今年度は①昨年5月1日の会社法の施行に伴う「整備法」による「組合法」及び「団体法」の改正内要と、今年の4月1日施行の「改正組合法」の概要、②最近の中小企業組合等連携組織の動向が紹介されている。

本誌では「整備法」及び「改正組合法」については再三掲載しており、さらに、来年度にはその説明講習会の開催も予定されているために今回は省略する。以下は「最近の中小企業組合等連携組織の動向」の概要。

中小企業組合の概況

(1) 全体の動向

中小企業は様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組

合・同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同小組合・同連合会を「中小企業組合」として、その動向を見よう。

中小企業組合の平成18年3月末現在の数は4万7582組合（中小企業庁・厚生労働省調べ）である。このうち、事業協同組合が3万8080組合で最も多く、次いで、商店街振興組合が2613組合、企業組合2469組合、商工組合1445組合、協業組合1191組合となっている。

ちなみに、おなじ時点の千葉県中央会の会員数は、事業協同組合679組合、火災共済協同組合1組合、信用協同組合3組合、協同組合連合会10組合、企業組合31組合、協業組合11組合、商工組合18組合、商店街振興組合31組合、同連合会1組合、生活衛生同業組合1組合、その他27で合計813である。

(2) 組合の種類別にみた動向

① 事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことよって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、様々な事業を実施できる。組合数は先に述べたとおり、平成17年度末で3万8080組合を数え組合全体の約80%を占めている。毎年全国で600〜700前後の組合が新たに設立されているが、近年の設立の傾向をみると、製造業の組合の比重が横ばい、卸・小売業の組合の比重が低下し、サービス業、その他の業種や異業種の組合の比重が大きくなっている。

② 火災共済協同組合
火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の設立要件（1000人以上の加入、また地域組合の地区は1

の都道府県の区域の全部でなければならぬ等）の問題等から、近年の新規設立はなく、昭和62年以降44組合のみである。

③ 信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合である。設立にあたって、火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は300人以上、出資金も1000万円以上（一部地域2000万円）であればよい。昭和43年には544組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返され、行政当局が新規の設立認可をしないこともあって、現在は172組合となっている。

④ 企業組合

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行うという特色を持つ制度である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自らの働く場を確保するのに適していること

から、昭和20年代後半から30年代前半にかけて1万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業承継が円滑に行われず休眠状態になる組合も多く、平成11年度には2000組合を割るに至った。

しかし、設立に際して最低資本金の制約がないことから、法人格をもつ組織として主婦や高齢者定年後のサラリーマン等が事業を起すのに適していること。また、創業促進が政策課題となる中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、設立数も13年度81組合、14年度117組合、15年度167組合、16年度187組合、17年度166組合と、17年度はやや減少したものの設立数は増加傾向にある。

⑤ 協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、58年度には1573組

合に達した。しかし、60年以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振等で解散する組合も多いことから、現在は1191組合に減少している。

⑥ 商工組合

商工組合は、制度創設当時は、調整事業による過当競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合となっており、出資組合と非出資組合とがある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならぬ等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1〜2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増え、現在1445組合となっている。

⑦ 商店街振興組合

商店街振興組合は、原則とし

て市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。現在2613組合と119連合

会が設立されている。昭和37年には364組合が設立され、46年には1000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発な設立がみられ、59年には2000組合を超えた。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあって、新規設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じ、近年は年間10組合を切るに至っている。

⑧ 生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種（現在18業種が指定）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の2分の1以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立されている。業種が限定されていることもあり、設立数には大きな変化はなく、現在580組合が設立されている。

(3) 組合設立・解散等の動向

① 組合設立動向

中小企業組合は、昭和50年代には年間で1000組合を超える新規設立があった。60年代及び平成元年度以降は年間800〜900組合台で推移（平成4年度は1003組合）している。10年度に792組合と800組合を割ったが、11年度からは再び800組合台で推移し、17年度は806組合となっている。

② 組合解散の動向

組合の解散は、昭和59年度から63年度まで600組合を超えていたが、平成元年度から6年度にかけて500組合台に減少した。しかし、長期にわたる不況と構造変化の影響から、平成7年度以降再び増加に転じ、11年度以降は800組合台の解散が続き、14年度には1138組合が解散するに至り15・16年度は1000組合を下回ったが、17年度は1060組合で再び1000組合を上回る解散となった。

③ 組合から会社への組織変更

平成11年の団体法の改正により、事業協同組合、企業組合、協

業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能となった。法施行から18年3月までの間に、会社に組織変更したのが239組合あり、その内訳は事業協同組合が117、協業組合から91、企業組合から31となっている。

組合青年部及び女性部の動向

(1) 組合青年部の動向

組合青年部は、中小企業組合を母体として、概ね45才以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。その役割はi業界及び組合の次代を担う後継者の育成、ii若い世代の新鮮な感覚、発想、行動力による組合運営と共同事業の活性化、iii新しい課題への挑戦など、組合活動を活発に展開していく原動力となり、また実質的な担い手となることである。

組合青年部のほとんどは、組合内の若手経営者や後継者の同志的連携を基盤に、独自の会則や事業予算を設けている。青年部の活動は、教育研修活動、ボランティア活動、親睦・交流活動が多いが、

イベントの実施など組合の共同事業の一部を担当するものも多い。また、青年部から組合の役員を登用するケースも増えている。

組合青年部を会員とする青年中央会ないし青年部協議会等の組織も各県において設置されており、その全国組織として「全国中小企業青年中央会」があり、加入団体数は2125団体。構成員は5万7505人となっている。

(2) 組合女性部の動向

様々な分野における女性の進出が著しい昨今、経済・社会を担う力としてその活躍への期待は一段と高まりを見せている。特に、中小企業の経営において女性は不可欠の存在である。パートナーとして経営面で夫を補佐するだけではなく、女性としての感性、柔軟性、創造性を生かし、事業の拡充に大きな役割を果たしている。また、自ら起業する女性が増加しているほか、地域の女性が集まって企業組合を設立し、介護福祉や子育て支援、高齢者への弁当宅配、地域特産品の販売などのコミュニケーション・ビジネスを立ち上げる例も多い。

一方で組合の組織活動や業界等の活動において、女性経営者等が活躍する舞台は必ずしも多くはなかった。こうした中で、近年徐々にあるが組合の女性部設立がようやく進みつつあり、組合活動の活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。

組合女性部の全国的な設立状況については、現時点では詳細には把握されていないが、各都道府県中央会でレディース中央会が設置されているのは、現在千葉県をはじめ19府県である。

また、全国中央会では、こうした組合女性部とレディース中央会のさらなる結成、活動の活性化を支援するため明治大学の百瀬恵夫名誉教授を中心に「組合女性部等組織及び運営指針」を取りまとめ、各都道府県中央会と組合女性部関係者に配布することとしている。

レディース中央会は、先に述べたように19府県において結成されているが、全国的な連携が取れていないため、従来から全国組織を結成すべきとの意見があり、昨年7月に開催されたレディース中央会会長会議において検討の結果、現在の19組織を基盤として全国組織

を結成していくことと決定した。全国組織は、今年宮城県で開催予定のレディース中央会全国フォーラムに併せて創立総会を開催し、正式に発足することとしている。

中小企業組合士の動向

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといっても過言ではない。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズに沿った共同事業を行うためには、事務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要であり、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が重要である。

中小企業組合の事務局に従事する役員は、少ない人数で組合事業、経理、各種届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理しているが、組合特有な

事項も多く、専門的知識を習得する必要がある。中小企業組合士制度は、こうした中小企業組合に従事する役職員の資質向上を図ることを目的としている。職務の遂行に必要な知識に関する試験として「中小企業組合検定試験」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与える制度で、中小企業組合士の認定を受けている者は、平成18年6月1日現在で3379人となっている。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士協会が31の都道府県で設立されており、各協会では、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、各ブロック内での交流を図るなど、相互の研鑽に努めている。また、「1組合1組合士」を目標に後進の育成にも取り組んでいる。昭和57年には、全国組織として「全国中小企業組合士協会連合会」が設立され、協会未設置県の設立促進や中小企業組合士の経験交流・情報の交換、「組合士だより」の発行、さらには魅力ある組合士制度の確立に向け積極的な活動を展開している。

新連携の動向

平成17年4月13日に「中小企業新事業活動促進法」が施行され、従来からの創業支援、経営革新支援に異分野連携新事業分野開拓いわゆる「新連携」を新たに加えた中小企業支援策がスタートした。新連携は、平成18年8月末日までに全国で224件の事業計画が認定を受けている。

認定されたコア企業の60%強が組合に加入しており、各中央会の取り組みは、組合組織を活用した、しっかりとした信頼関係の下に、創意工夫溢れる連携を構築している。

主な取り組みは次のとおり。

▼全国圧接業協同組合連合会が、全国中央会の活路開拓事業を利用して共同開発した工法の事業化を図るために新連携に取り組んでいる例

▼事業協同組合（協）インフメーションテクノロジ（関西）がコア企業となり、連携の総括管理と製品販売の窓口となっている例

▼コア企業（くじらハウス株）が高知県で開発した鮮度保持シー

ト等を首都圏に販売していくため、東京のOB人材の集まりである企業組合東京セールスレックと連携した例

▼福島県中央会や佐賀県中央会のように

に連携体のメンバーに自ら入り、連携体の運営管理を行っている例

▼岡山県中央会が岡山大学と「包括協定」を締結し、認定後の連携体の運営管理に迅速に支援対応できる体制を整備した例

中小企業組合数の推移

根拠法	中小企業等協同組合法						中小企業団体組織法			商店街振興組合法		生活衛生同業組合	生活衛生同業組合連合会	生活衛生同業組合小組合	合計
	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合	商店街振興組合連合会				
50.3	41,230	38	39	495	636	4,961	1,017	1,658	70	1,460	56	568	16		52,244
60.3	40,276	17	43	464	774	2,803	1,546	1,842	71	2,087	84	587	16	5	50,615
元3	38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,800	74	2,254	88	591	16	5	48,388
10.3	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,657	68	2,630	119	589	16	5	49,296
15.3	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,511	60	2,628	118	586	16	3	48,272
16.3	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,497	58	2,623	119	586	16	3	48,133
17.3	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,475	56	2,617	119	582	16	3	47,987
18.3	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,445	54	2,613	119	580	16	3	47,582

資料出所：中小企業庁、厚生労働省調べ

組合 Q & A

**改正組合法の概要と
通常総会の招集手続き**

「改正組合法」の概要については再三掲載してきましたが、1月12日に政令が交付されましたので、改めて全ての組合に関係する事項についてお知らせいたします。

Q1 4月1日から施行される中小企業組合制度の改正は、すべての中小企業組合に関係がありますか。

【A】 1. 今回の中小企業組合制度の改正は、全ての事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会に関係するものです。

Q2 今回の中小企業組合制度の改正は、概要どのようなものですか。

【A】 1. 今回の制度改正は、①中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し、②共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入、を行うものです。

2. 上記①については会社法と類似の制度が導入され、②については保険業法と類似の制度が導入さ

れています。

また、組合員数（組合員数が1000名を超えるか否か）によって導入される制度が異なりますのでご注意ください。

Q3 全ての中小企業組合に関する制度の変更点は何ですか。

【A】 1. 全ての中小企業組合に関係する主な変更点は次のとおりです。

■ 役員の任期

・ 理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更されます。

・ 監事の任期はこれまでの「3年以内で定款で定める期間」から「4年以内で定款で定める期間」に変更されます。

・ 上記の任期変更は、役員の改選時期によって適用される時期が異なります。

* 詳細は本誌前月号参照。

■ 理事による利益相反取引の制限

・ これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされてきました。

・ 平成19年4月1日以降、理事は、「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保

証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後に重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

■ 監事・組合員の権限拡大

・ これまで監事は、会計監査のみを行うこととされていましたが、今後監事は、原則として会計監査に加え、業務監査も行うこととされています。

・ ただし、組合員数が1000名以下の場合、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うことも可能です（監事の職務について、現在の組合の定款が、全国中央会作成の定款参考例と同様の書き方になっている場合、定款の変更を行わなければ、監事の権限は会計監査に限定されることとなります）。

・ 定款に定めることで監事の権限を会計監査のみに限定する場合、理事会の招集請求権の付与等組合員の権限が強化されます。

・ 上記の変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会

終了後以降に適用されます。

■ 決算関係書類等の手続き明確化

・ これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていましたが、

・ 今後は、①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない、②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知と共に組合員に提供しなければならない、③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所は写し）に備え置かなければならない、とされました。

（この改正事項には経過措置が設けられておりません。）

・ また、会計帳簿については、帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務付けられました。

* 詳細は、本会指導相談室又は

銚子若しくは松戸支所へ。

* 通常総会手続きは次ページ参照。

平成 19 年 4 月 1 日以降に招集される通常総会の手続き

(当面の留意点)

議案の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない（40条②）。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない（40条⑤）。

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し【*1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【*2】までに監査報告の内容を通知しなければならない（施行規則91条①）。

【*1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない

【*2】：監査期間は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を定めることは不可（ただし、4週間以内に監事が通知することは可能）

理事会招集通知の発出【*3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【*4】までに、各理事【*5】に対し、理事会の招集通知を発出しなければならない（36条の6⑥）。

【*3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続きの省略可（36条の6⑥において準用する会社法368条②）

【*4】：短縮可（1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

【*5】：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに（49条②）、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（40条⑥）。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する（40条⑪）。

総会招集通知の発出【*6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前【*7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する（49条①）。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない（40条⑦）。

【*6】：組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可（49条③）（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

【*7】：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間（49条①）

通常総会の開催

「コンサルタント」の目

路面電車を走らせて中心市街地の活性化を図ったデンバー市の話

デンバー市はアメリカ西部にあるコロラド州の州都で、ロッキー山脈の東麓に位置し、緯度では秋田市や盛岡市とほぼ同じで、高山市と姉妹都市関係にある。標高は一六〇〇mと高地にあるため「マイル・ハイ・シティ」の愛称があり、近くのボルダー市は高地トレールニング地として日本でも良く知られている。

デンバー市は都市としての歴史は一三〇年ほどと浅く、人口も約五〇万人と日本での中核都市相当の人口規模である。デンバー市の市街は碁盤の目状に道路がつくられており、札幌市や帯広市と類した広さだ。

街の中心は、一五番、一六番、一七番の各ストリートで、北端に野球スタジアムや公園、南端に市や州の庁舎やビジネス街が集まっており、この周辺約二kmが中心街を形成している。特に一六番ストリートに沿って、ティーバーセン

ターなどの大型ショッピング施設やホテル、駐車ビルが多数並んでいる。

デンバー市は、「現在、賑わいのある街、環境改善で成功を収めた都市」として、一九九九年には「ニューヨーク・タイムス」に「ダウンタウン・ルネッサンス」と評されるなど、多くの評価を受けている。デンバー市都市開発担当者取材し、市の活性化に結びつけた要因についてまとめることとする。

◇ ◇ ◇

一九六〇年代にアメリカ各地の都市で、ダウンタウンの環境悪化がすすんだため、人口の郊外移動が進み、いわゆるドーナツ化現象が起き、デンバー市も例外ではなかった。

一九七一年のデンバー交通局とRTDによる都市交通の改善提案を受け、一九七七年には世界的に有名なIMペイ建築会社による都市再生計画がつけられている。その

主な内容は次のようなものである。

ア・一六番ストリートの両端にバスターミナルを新設する

当時、走っていた五五〇台のバスの中心街への乗り入れを制限し、二つのバスターミナルに集中させる。これにより排気ガスの低減を実現させる。

イ・一六番ストリートの中央に専用バスレーンを設ける

中央に幅八mの専用バスレーンにモール・ライドを運行させ、環境改善をめざす。

ウ・一六番ストリートに植栽をし、ミニ公園化、モルル化をすすめる

エ・一六番街区の再開発をすすめる
幅二十四mのストリートの両側商店街やショッピングセンターを再開発し、集客能力の向上をめざす。

◇ ◇ ◇
市街地再生の骨子は次のとおりである。

ア・RTDライトレール（電車）

デンバー中心街では路面を走り、郊外地では専用軌道となっている電車。一六番ストリートの北端から中心街の西側を迂回し、一六番ストリートの中央部で一六番ストリートと直交して南部と南西部の住宅街と専用軌道で結んでいる。

一九九四年、南部へ五・三マイル十四駅で営業開始し、予測利用者数が一四六〇〇人のところ実際は二六二〇〇人と多かった。

二〇〇〇年、南西部へ八・七マイル五駅で営業開始し、予測利用者数が八四〇〇人のところ実際は二二三〇〇人と多かった。

現在では市民の足に定着し、将来はデンバー国際空港まで延長される予定で、空港利用者も直接RTDライトレールで市内入りするに違いない。また、郊外の駅はハイウエーと同じ高さに設けられており、市民のマイ



RTD ライトレール
16番ストリートと直交して交差点で駅とモール・ライ
ト停留所と直結している

カーは駅の駐車場を利用して、マイカーでの市内入りは極めて少なくなっている。

イ・モール・ライド（無料シャトルバス）

一九八五年モール・ライドの導入時は二三台のシャトルバスで一五〇〇〇人の利用があったが、現在は一二五台、六三五〇〇人に利用されている。

モール・ライド導入時に五五〇台のバスが除かれたため、これだけで車ラッシュが解消されている。

一六番ストリートを七五秒間隔で運行されている。車両前部に充電するゼネレーターがあり、後部に天然ガスの駆動部を

つけているので、クラシフィックシャフトがなく、床は低くフラットになっている。

一九八五年に導入された当初の動力源は電気六、ディーゼル四の割合であったが、二〇〇二年からディーゼルに代わり天然ガスを用いたハイブリッド車になつていく。

◇ デンバー市の都市再生事業の効果は次のようにまとめることができる。

- ◇ **ア・交通渋滞が緩和され、排気ガスによる環境の悪化が防止できた**
- ◇ RTDバスは一六番ストリートの両端にあるバスセンターに集められた結果、交通渋滞が緩和され排気ガスが減少している。
- ◇ **イ・住環境がよくなり郊外から人口が流入しはじめる**

大気汚染の緩和は一六番街周辺にまで拡がり、古いオフィスビルや商業施設がリニューアルされて新しいビジネス地区が出現したことや、アパートなどに住む人も増え、中心市街地の再生がすすめられている。

◇ **ウ・来街者が増加した**
ビジネス客、観光客、地元市

民の買物客がダウンタウンを巡回するのに便利な交通手段としてモール・ライドが利用され、一六番ストリートへの来街者が増加した。

エ・デンバー市のイメージがアップした

連邦政府からダウンタウンのルネッサンスのはしりと評価され、全米で一番空気のきれいな都市とイメージがアップした。

しかし、一六番ストリートをさむ一五番、一七番以外と離れるに従い、まだ都市再生効果は波及しておらず、今後の課題も残している。環境志向の街づくりは一応の成功を収めてはいるが、一六番ストリートを少し離れた地域の再生は別のテーマの検討も必要なのかと思われる。

◇ ◇ ◇
日本でもデンバー方式が参考になる点が多い。

ア・ライトレールの導入、活用

日本ではライトレールの技術は確立されている。最近では富山市で富山ライトレールが新設されたが、元来各地域で運行されていた経緯がある。

◇ デンバー市とは異なるところ

は、日本では城下町や商人町があり鉄道の駅と離れている都市がかなりあること、さらに歴史も長いことから観光客のニーズも加味して都市再生を検討すべきことであろう。どんな街づくりをめざすのか、地域でしっかりした合意を形成しておくことが必要となる。

イ・ライトレールはバスターミナルと駐車場の連絡を重視する

バスやマイカーの交通渋滞を防ぎ排気ガスから環境を守るにはライトレールを利用してもらわなければならない。このために既存の鉄道駅と中心街やビジネスセンターとは別の箇所にはバスターミナルや駐車場を整備することが重要となる。

ウ・日本では函館市や熊本市、広島市など路面電車が残っている

富山港線のオーブも注目されている。宇都宮市では計画づくりがすすみ、東京日本橋や池袋でも話題にのぼっている。

県内でも西部では五〇万都市があり、エコロジーに対応する都市づくりに検討を加える価値はあるのではないかと感じられる。

◇ (中小企業診断士 大橋唯男)

信用保証協会の保証料率が弾力化されております

■ 千葉県信用保証協会は、昨年4月1日より保証料率を中小企業の経営状況を踏まえた料率へと改正しております。この料率弾力化によって、経営状況が良好な企業には保証料が割安となり、厳しい経営環境にある企業にとっても、保証が利用しやすくなり、融資が受けやすくなりました。

なお、保証の利用に当たっては、経営状況等の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

■ 従来は原則一律であった保証料率（基本料率 1.35%）が、年 0.5% から 2.2% の範囲で 9 段階の料率体系になり、中小企業の皆さまの経営状況を踏まえた料率に改正されております。

1. 財務内容を総合的に評価

平成 13 年 3 月、経済産業省（中小企業庁）の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用する。CRD は平成 17 年 10 月現在、210 の金融機関等が会員となっており、約 200 万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。これは匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

2. 財務以外の要因も加味して料率決定されます。

財務要因の評価だけでなく、以下の定性要因も加味して料率決定を行ないます。

(1) 有担保保証を利用する場合については、0.1% の割引が行なわれます。

(2) 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士により「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認が行なわれていることを示す書類の提出を受けた場合、0.1% の割引が行なわれます。

(3) また、弾力化の適用の有無を問わず、千葉県制度短期運転資金と経済変動対策資金（知事特認枠を含む）については、0.05% の割引が行なわれます。

3. 保証料率に関するご照会について

保証料率を確認した上で保証申し込みをしたいという場合や、金融機関が中小企業者に保証付融資を紹介する際、あらかじめ保証料も説明したいというご要望がある場合、当保証協会では該当する保証料の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートします。

4. 料率の弾力化対象外の保証もあります

原則として、全ての保証が経営状況を踏まえて弾力化されますが、特別小口保証（個人）、売掛債権担保融資保証、セーフティーネット保証など一部の保証には従来同様の料率が適用されます。

新規創業者で決算申告を行っていない方、個人事業主で申告時に貸借対照表を未作成の場合は、一定料率（年 1.35%）となります。

■ また、保証料率の弾力化の実施に伴って、原則法人の代表者以外の連帯保証人については原則徴求しないことになりました。（連帯保証人の徴求基準が制度要綱で定められている場合はその定めによります。また、組合の場合は、原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の場合の実情に応じて他の理事を連帯保証人とすることがあります。）

■ 最終的には保証協会が料率設定を行うこととなります。詳細については

千葉県信用保証協会

保証第一課 TEL .043-247-0711

東葛飾支所保証課 TEL .047-365-6010

千葉県鮮魚商協同組合連合会

副会長 齊藤卓

【木更津鮮魚商（協）の概要と齊藤理事長の横顔】



【真鮮魚連の沿革】

昭和25年の水産物の統制撤廃後は各地の市場は機能を取り戻し、それぞれ独自の活動をつづけていたが、昭和40年代に入ると大手量販店の進出や物流・鮮度管理など、生鮮流通機構に大きな変化が起こったことと海洋汚染による魚介類の販売不振が発生したために、これらの状況変化に的確に対応するために昭和48年9月に県内の7協同組合が大同団結して連合会が法人化された。

その後、千葉県の鮮魚小売業振興特別交付金を活用して①鮮魚小売商の組織化と連合会の組織強化、②鮮魚小売業者の経営安定化対策、③消費者に対する魚介類の食品安全性の啓蒙宣伝などの事業を実施して成果をあげてきた。



木更津鮮魚商協の執行部
前列左より鈴木副理事長、齊藤理事長、青木副理事長、
後列左より、鈴木会計理事、渡辺専務理事

当組合は昭和46年に卸売市場法が施工され市場が私営から公営になったのを機に、昭和47年10月に木更津市、君津市、市原市、富津市、君津郡の業者117名により設立された。主な事業は代払事業（平成18年度実績23億8157万円）と魚食促進や地産地消等の販売促進事業。さらに地域の収穫祭への参加、子供料理教室、老人ホームの慰問などと幅広く活動している。齊藤理事長は県鮮魚連の副会長、木更津鮮魚商の理事長の他市

■ 千葉県鮮魚商（協連）

所在地	千葉市中央区千葉港 4-2 千葉県中小企業団体中央会内
代表者	林 政和
会員数	4名（出資金 44万円）

■ 木更津鮮魚商（協）

所在地	木更津市新田 3-3-12
代表者	齊藤 卓
会員数	94名（出資金 470万円）

場や料理店組合の役員等多くの公職を兼務している。

齊藤卓氏は昭和18年肥後熊本生まれ。地元の学校を出てコココーラボトラーズの宣伝マンだった頃、友人の紹介で化粧品会社に入った奥さんと結婚。それを機に岳父の磐根にあった旅館を手伝うようになり、板前の腕を磨いた。

平成元年には木更津駅近くに割烹料亭を出した。ここは四季味宴席「たく」といい、個室風の落ち着いた雰囲気の中で、木更津近海でとれる地のものを使った四季折々の味覚が満喫できるところ。メニューがなく、その日市場で良いモノを吟味して出すお任せコース。（ランチの「木更津井」も日本橋高島屋の千葉物産フェアでも好評を博した絶品。）

齊藤さんの一日は長い。朝は3時に起床、4時半には市場に来ている。仕入れを済ませて組合事務所立ち寄り決裁等の理事長業務を終えて事務所を出るのが7時頃。店に戻ったら、その日の仕込みが始まる。それから仮眠はとるものの夜の10頃までは店にかかりつきり、寝るのはいつも12時近くになってしまおうそう。

特技・趣味をお伺いしたら「料理」。信条、モットーは「和」。これからの夢は「皆が幸せになること」とのこと。

一男一女のお子さんは既に独立。奥様と木更津に在住。



▲鮮魚連の新年会



四季味宴席「たく」のファサード▶

情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・1月

■菓子製造 【県下全域】

千葉県菓子工業組合（高橋弘之理事長）は、組合の統一ブランド商品「スイートポテト総（ふさ）そだち」を企画した。

これは2月に始まった「ちばDC」に合わせて商品化したもので、香取市などで収穫されたオレンジ芋とベニアズマが原料。組合が標準レシピを定め、事業に参加する組合員が個々に製造販売する。

■味噌製造 【県下全域】

業界全体で見ると18年1～11月の累計出荷量は0.7%減。輸出量を見ると業界全体で1～11月累計では対前年比11.35%増となっている。

■製材 【県下全域】

平成18年の新築住宅着工件数は129万戸で対前年比4.4%増と4年連続で前年を上回った。又木造も対前年比3%の増加となり、4年連続の前年比増となっている。

組合では木造需要の大半を占める住宅分野を中心として県民に県

産材の活用についての情報提供やアドバイスを行う「コーディネート養成講座」の案内をしたところ40名の定員に対して1週間前半数を超える応募があり、そのほとんどが建築関係者であり木に対する興味の高さが伺える。

■印刷 【千葉】

季節要因で前年比はマイナス、選挙関係で仕事量は若干増加した。

■生コン製造 【県下全域】

前月比、前年同月比ともに若干増加というところで、4～12月累計で前年比102%と微増。年初計画よりは好転である。

平成15・16年の底からは脱した感があるが、そこで上昇ストップの印象、コストアップ要因が多く採算的には厳しい。

■電気鍍金 【県下全域】

受注量は多少増加しているが、加工単価が下げられているため収益は低下している。

■鉄工 【千葉】

特段変化は見られない。

■建築材料卸売 【県下全域】

回復の兆しは感じられないが、悪化もしていない。

1月は前年を上回る出荷があり、年間では需要低下が予想より

少ないため、在庫不足が常態化した。その結果、荷練り支障が続いている。セメント価格も若干ではあるが上昇している。

■自動車解体 【県下全域】

年明け、非鉄金属の市況が急落した。投機筋の売りが入ったためとのことだが、その影響でワイヤーハーネスの価格が下がった。鉄スクラップは相変わらず強含み展開が続いている。

新車販売は登録自動車10%以上の落ち込みを記録し、きわめて低調。自動車解体業界の玉不足状況も変わらない。国内中古部品市場がバツとしない。

■食肉卸売 【県下全域】

前年同月比、前月比ともに減少するものその他で不変のため組合としては変化するほどではない。

■小売 【柏】

正月の福袋は昨年をかなり下回った。また、見切りに入った冬物衣料品も気温が高く売れ行きは良くない。

■小売 【東金】

正月の人数が減少傾向にある。暮れと正月の区切りがなくなってきた。冬のバーゲンも気候が暖かく重量衣料、暖房関係商品等の動

きが鈍かった。

■小売 【野田】

元旦の福袋セールは好調であったが、正月明けのバーゲンセールは半数以上の専門店が昨対を割ってしまった。

■電気機器小売 【県下全域】

期待の薄型テレビも急激な単価ダウンにより買え控え状況になっている。

■中古車仕入・販売 【県下全域】

07年の直販動向のすべり出しは、まずまずのスタートになったが、内容面ではやや不満がある展開になっているようだ。大都市圏はまずまず以上といえるのに対し地方市場は手ごたえ不足が目立つ。

2月上旬にかけてはかなり慎重な引き合いになりそうである。（直販も輸出も伸び悩みで盛り上がり不足が目立つとみている）

■農業機械販売整備 【県下全域】

来年度から農水省の基本スタンスは方針展開により品目横断的経営安定対策がスタートして、日本農業を担う担い手の認定農業者や集落営農者に集中してくる。これ等からの支援を得る為には「農機整備事業」を経営の柱のひとつに控える要あり。特にコスト引き下

げ要求の高まる中、トータルコスト低減の切り札になる。

■商業・サービス 【松戸】

聖徳大学の学生有志が、松戸駅周辺の商店街活性化の手伝いをするボランティア組織「聖徳Pies（ピース）」を立ち上げた。期待される内容は地図やホームページを作成して商店街や

店をPRする。また、高齢者の買い物支援や街路の掃除などの活動を通して商店街の賑わい創出を図るといふもの。

■小売・サービス 【習志野】

18年は、前年対比マイナス2%であった。

10年前から世代交代が行なわれているが、それができない店はそのまま閉店になってしまう。古い人間（経営者）は、なかなかやり方を替えることができない。

■建設揚重 【県下全域】

需要が多く操業度は上昇している。反面一部に感じきれないケースも出てきている状態である。

■学習塾 【県下全域】

今月は毎年の事ながら、私立を専願にして合格が確実になった中3生が、ぼろぼろと抜け落ちる月である。

お知らせ

第165回臨時国会で成立した 主な法律

第165回臨時国会は、平成18年9月26日に召集され、12月19日に閉会した。

同国会では、68件の法律案が提出され25件が成立した。その主なものは次のとおり。()内は公布日。



▼消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(12・6) 消費生活用製品の使用に伴う一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、一般消費者が生活に使う製品全般を対象として、①製造・輸入事業者に対する重大製品事故についての主務大臣への報告義務、②主務大臣による製品の名称や事故の内容等の公表、③製造・輸入・小売販売事業者の製品事故に関する情報収集及び消費者に対する適切な情報

提供などの関連事業者の責務等、④主務大臣の命ずる「体制整備命令」違反者への罰則、などについて講じたもの。▼信託法(12・15) ▼信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(12・15)

信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の関係法律(中小企業等協同組合法等)の規定の整備等をしたもの。▼入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律(12・15) 官製談合の防止の徹底を図るため、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の不正を害すべき行為について罰則を設けたもの。▼地方分権改革推進法(12・15) ▼貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(12・20) ▼道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(12・20) ▼観光立国推進基本法(12・20) 21世紀の我が国経

済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることに鑑み、観光立国の実現に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めたもの。

▼教育基本法(12・22) ▼著作権法の一部を改正する法律(12・22)

中央会の共済制度

三井住友海上火災との提携保険

(1) 団体自動車保険

会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員のマイカーも、約5%の割安で便利な団体扱いで加入できます。さらに①保険料はニーズに合わせた設定ができます。②保険料は口座引き落としです。③会員事業所だけでなく従業員も加入可能です。

(2) 団体傷害保険

会員事業所の従業員が業務又は通勤途上の災害を被った場合「普通傷害保険」に最大46%割引の有利な団体契約で加入できます。(24時間補償タイプもあります) また、政府労災保険の認定を待たず保険金を支払います。

三井生命との提携保険

(1) 経営者・従業員のための総合保障プラン

(2) オーナーズプラン

(3) 特定退職金共済

加入できる者は①法人の役員(特定退職金共済を除く)、②事業主(特定退職金共済を除く)、③従業員です。

税法上の特典としては①法人負担保険料は全額損金(必要経費)算入。ただしオーナーズプランの場合は保険契約の形態により、全額損金に算入できない場合もあります。

共済制度の詳細については次の提携保険会社にお問い合わせ下さい。

三井住友海上火災保険㈱

千葉支店千葉中央支社

Tel 043・225・2716

三井生命保険㈱

千葉ブロック

Tel 043・225・2812

中央会の主な行事予定

★理事会(予算)

3月22日 15時ポトプラザ

★理事会(決算)

5月9日 15時オークラ千葉

★通常総会

5月25日 14時30分ポトプラザ

□表紙のメモ「上総中野駅」

小湊鉄道が上総中野駅まで開通したのが昭和3年。一方、国鉄木原線(現在のいすみ鉄道)がこまで延伸したのは昭和9年のこと。両線とも当初は房総半島の横断を目指していたが、いずれも資金難で実現せず、奇しくもこの駅で出合うことになった。いわば内房と外房の接点となる駅であるが、昭和63年からは無人駅である。

線路は養老深谷駅方でつながっており、これを利用すれば相互乗り入れも可能だが実現していない。右が小湊鉄道、左がいすみ鉄道。

編集後記

from the editor

暖冬が続いていたと思ったら、もう3月。多くの組合では年度末で、これから通常総会を控えて忙しい時期を迎えることと思います。本文にもあるとおり、改正組合法により4月1日以降に招集される通常総会の開催通知には、監査報告と理事会の承認を受けた決算関係書類等を提供しなければならなくなりました。(留意下さい。)

E-mail:

funatogawa@chuokai-chiba.jp